介護サービス事業所等自己点検票(指定居宅介護支援事業)

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	1 基本方針				
第	(1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合において	法第80条第1項			
-	も、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活	省令第38号第1条の2第			
	を営むことができるように配慮して行われているか。	1項			
基		平11老企22の第2の1			
本	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境	省令第38号第1条の2第			
方	等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー	2項			
針	ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行	平11老企22の第2の1			
	われているか。				
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用	省令第38号第1条の2第			
	者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され	3項			
	る指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等	平11老企22の第2の1			
	に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。				
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、区市町村、地域包	省令第38号第1条の2第			
	括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指	4項			
	定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携				
	に努めているか。				
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、	省令第38号第1条の2第			
	必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等	5項			
	の措置を講じているか。				
	(6) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、	省令第38号第1条の2第			
	介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努	6項			
	めているか。	平11老企22の第2の3の			
		(1)			

	1 従業者の配置の基準			
第	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数	法第81条第1項		
=	の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるも	省令第38号第2条		
	のを置いているか。	平11老企22の第2の2の		
人	また、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事	(1)		
員	業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定			
I	介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所にお			
関	いて指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居			
す	宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者			
る	の数に三分の一を乗じた数を加えた数。) が44(当該指定居宅介護支援			
基	事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員			
準	を配置している場合は49)又はその端数を増すごとに1として置いてい			
	るか。			
	ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを			
	妨げるものではない。			
	(2) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と	平11老企22の第2の2の		
	の兼務となっていないか。	(1)		
	2 管理者			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者	省令第38号第3条第1		
	を置いているか。	項		
		平11老企22第2の2の		
		(2)		
	(2) 管理者は、主任介護支援専門員であるか。	省令第38号第3条第2		
	ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない	項		
	理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)	平11老企22第2の2の		
	を管理者とすることができる。また、令和9年3月31日までの間は、令和	(2)		
	3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介			
	護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任			
	介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、指定居宅			
	介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、			
	経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置す			
	ることが望ましい。			
	(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。	省令第38号第3条第3		
	ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。	項		
	① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の	平11老企22第2の2の		
	職務に従事する場合	(2)		
	② 管理者が他の事業所の職務に従事する場合			
	(当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)			

	(4) 管理者は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	平11老企22第2の2の(2)		
		(2)		
第	1 設備及び備品等 	省会第38号第20条		
ж =	区画を設け、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えている			
	か。	(16)		
運	(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応	省令第38号第20条		
営	するために適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等	平11老企22の第2の3の		
1=	は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としているか。	(16)		
関	2 管理者の責務			
す		省令第38号第17条第1		
る	 の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把	項		
基	握その他の管理を一元的に行っているか。	平11老企22の第2の3の		
準		(12)		
	(2) 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者	省令第38号第17条 第 2		
	に省令第38号の「第3 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な	項		
	指揮命令を行っているか。			
	3 運営規程			
	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる	省令第38号第18条		
	事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	平11老企22の第2の3の		
	① 事業の目的及び運営の方針	(13)		
	② 職員の職種、員数及び職務内容			
	③ 営業日及び営業時間			
	④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額			
	⑤ 通常の事業の実施地域			
	⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項			
	⑦ その他運営に関する重要事項			
	4 勤務体制の確保等			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提	省令第38号第19条第1		
	供できるよう、各指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員その他	項		
	の従業者の勤務の体制を定めているか。	平11老企22の第2の3の		
	原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々	(14) Ø①		
	の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしている			
	か。			
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において、当該指	省令第38号第19条第2		
	定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当	項		
	させているか。	平11老企22の第2の3の		
	ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	(14)の②		

	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の	省令第38号第19条第3		
第	機会を確保しているか。	項		
Ξ	特に介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員に	平11老企22の第2の3の		
	ついては、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修	(14) Ø3		
運	を受講する機会を確保しなければならない。			
営	(4) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観	省令第38号第19条第4		
に	点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言	項		
関	動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員	平11老企22の第2の3		
す	の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置	の(14)の④		
る	を講じているか。			
基	なお、中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300			
準	人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は			
	努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措			
	置を講じるよう努めること。			
	5 業務継続計画の策定等			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者	省令第38号第19条の2		
	に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の	第1項		
	体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)	平11老企22の第2の3の		
	を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	(15)の①・②		
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画につい	省令第38号第19条の2		
	て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	第2項		
		平11老企22の第2の3の		
		(15) Ø3 · 4		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要	省令第38号第19条の2		
	に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	第3項		
	6 内容及び手続の説明及び同意			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ	省令第38号第4条第1		
	らかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用	項		
	申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交	平11老企22の第2の3の		
	付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込	(2)		
	者の同意を得ているか。			

	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あら	省令第38号第4条第2		
第	かじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が省令第38号第1	項・第3項		
Ξ	条の2に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであ	平11老企22の第2の3の		
	り、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが	(2)		
運	できること等につき説明を行い、理解を得ているか。			
営	また、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、			
1=	あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援			
関	事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所			
す	介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)			
る	がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月			
基	間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に			
準	位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事			
	業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める			
	割合につき説明を行い、理解を得るよう努めているか。			
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ	省令第38号第4条第4		
	らかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所	項		
	に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏	平11老企22の第2の3の		
	名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	(2)		
	7 提供拒否の禁止			
	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒ん	省令第38号第5条		
	でいないか。	平11老企22の第2の3の		
		(3)		
	8 サービス提供困難時の対応			
	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実	省令第38号第6条		
	施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供する			
	ことが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他			
	の必要な措置を講じているか。			
	9 受給資格等の確認			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用	省令第38号第7条		
	者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要			
	介護認定の有効期間を確認しているか。			
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者	法第80条第2項		
	から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当			
	該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供			
	するように努めているか。			

	10 要介護認定の申請に係る援助			
第	(1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、	省令第38号第8条第1		
Ξ	利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。	項		
		平11老企22の第2の3の		
運		(4) Ø①		
営	(2) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要	省令第38号第8条第2		
1=	介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏	項		
関	まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平11老企22の第2の3の		
す		(4) の②		
る	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の受けている要介護認定の更新の申請	省令第38号第8条第3		
基	が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよ	項		
準	う、必要な援助を行っているか。	平11老企22の第2の3の		
		(4) Ø③		
	11 法定代理受領サービスに係る報告			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、区市町村(法第 41 条第 10 項の規定に	省令第38号第14条第1		
	より同条第9項の規定による審査及び支払いに関する事務を国民健康保険	項		
	団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)	平11老企22の第2の3の		
	に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等	(9) Ø ①		
	のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載し			
	た文書(給付管理票)を提出しているか。			
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準	省令第38号第14条第2		
	該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要	項		
	な情報を記載した文書を、区市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に	平11老企22の第2の3の		
	委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会) に対して提出し	(9) の②		
	ているか。			
	12 身分を証する書類の携行			
	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門	省令第38号第9条		
	員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から	平11老企22の第2の3の		
	求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	(5)		
	13 利用料等の受領			
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から	省令第38号第10条第1		
	支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差	項		
	額が生じないようにしているか。	平11老企22の第2の3の		
		(6) の①		
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通	省令第38号第10条第2		
	常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行っ	項		
	た場合には、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。	平11老企22の第2の3の		
		(6) の②		

	(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当	省令第38号第10条第3		
第	たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及	項		
Ξ	び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	平11老企22の第2の3の		
		(6) Ø3		
運	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に	法46条第7項		
営	要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、施	法施行規則第78条		
に	行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。			
関	(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に、指定居宅介護支援について、利用	法施行規則第78条		
す	者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該			
る	その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載して			
基	いるか。			
準	14 保険給付の請求のための証明書の交付			
	指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支	省令第38号第11条		
	払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書	平11老企22の第2の3の		
	を利用者に対して交付しているか。	(7)		
	15 指定居宅介護支援の基本取扱方針			
	(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行	省令第38号第12条第1		
	われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	項		
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の	法80条第1項		
	評価を行い、常にその改善を図っているか。	省令第38号第12条第2		
		項		
	16 指定居宅介護支援の具体的取扱方針			
	(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当	省令第38号第13条第1		
	させているか。	号		
		平11老企22の第2の3の		
		(8) Ø ①		
	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利	省令第38号第13条第2		
	用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよ	무		
	うに説明を行っているか。	平11老企22の第2の3の		
		(8) の②		
	(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生	省令第38号第13条第2		
	命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他	号の2		
	利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってい	平11老企22の第2の3		
	ないか。	の (8) の③		
		「身体拘束ゼロへの		
		手引き」平成13年老発		
		第155号(「身体拘束		
		ゼロ作戦」の推進につ		
		いて)		

	(4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の	省令第38号第13条第2		
第	心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	号の3		
Ξ	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の	平11老企22の第2の3の		
	3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手	(8) の③		
運	続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録しているか。	「身体拘束ゼロへの手		
営		引き」平成13年老発第		
15		155号(「身体拘束ゼロ		
関		作戦」の推進について)		
す	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立	省令第38号第13条第3		
る	した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に	号		
基	応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにして	平11老企22の第2の3の		
準	いるか。	(8) Ø4		
	また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継			
	続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。			
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常	省令第38号第13条第4		
	生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サー	号		
	ビス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス	平11老企22の第2の3の		
	等の利用を居宅サービス計画に位置付けるよう努めているか。	(8) の⑤		
	(地域で不足していると認められるサービス等については、介護給)			
	付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると			
	思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に			
	働きかけていくことが望ましい。			
	また、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切	省令第38号第13条第6		
	な方法により当該利用者について、有する能力、既に提供を受けている指	号		
	定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問	平11老企22の第2の3の		
	題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよ	(8) の⑦		
	うに支援する上での課題を把握しているか。			
	なお、課題分析の方法については、平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号の			
	別紙4の項目によっているか。			
	(7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者による	省令第38号第13条第5		
	サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等	号		
	に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対	平11老企22の第2の3の		
	して提供しているか。	(8) の⑥		

	(8) 介護支援専門員は、(6)に規定する課題の把握(以下「アセスメント」と	省令第38号第13条第7		
第	いう。)に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある	号		
Ξ	場合を除き、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して	平11老企22の第2の3の		
	行っているか。	(8) Ø (8)		
運	この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びそ			
営	の家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。			
12	また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、省令第38号			
関	第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。			
す	(9) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメント	省令第38号第13条第8		
る	の結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅	号		
基	サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握され	平11老企22の第2の3の		
準	た課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該	(8) の⑨		
	利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の			
	課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、			
	内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した			
	居宅サービス計画の原案を作成しているか。			
	提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達			
	しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別			
	のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要があ			
	る。			
	(10) 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等	省令第38号第13条第9		
	に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の	号		
	に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の 内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っている	号 平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っている	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等について	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容につ	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。 なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。 なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。	平11老企22の第2の3の		
	内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、指定居宅サービス等の担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。 なお、当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。 また、サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことが	平11老企22の第2の3の		

	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅	省令第38号第13条第		
第	サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、	10号		
Ξ	当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し	平11老企22の第2の3の		
	て説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	(8) の⑪		
運	居宅サービス計画原案とは、平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号の			
営	別紙1に示す標準様式第1表から第3表まで、第6表及び第7表に			
12	相当するものすべてを指すものである。			
関	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービ	省令第38号第13条第		
す	ス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	11号		
る		平11老企22の第2の3の		
基		(8) の ₁₂		
準	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業	省令第38号第13条第		
	者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付	12号		
	けられている計画の提出を求めているか。	平11老企22の第2の3の		
		(8) Ø 13		
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の	省令第38号第13条第		
	実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。) を	13号		
	行い、必要に応じて変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の	平11老企22の第2の3の		
	便宜の提供を行っているか。	(8) の (4)		
	(15) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提	省令第38号第13条第		
	供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能そ	13号の2		
	の他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、	平11老企22の第2の3の		
	利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に情報提供しているか。	(8) Ø 14		

	(16) 介護支援専門員は、(14)に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」	省令第38号第13条第		
第	という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等	14号		
Ξ	との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるとこ	平11老企22の第2の3の		
	ろにより行っているか。	(8) Ø 15		
運	① 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。			
営	② ①の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。			
1:	ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、			
関	利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問し			
す	ない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接すること			
る	ができるものとする。			
基	イ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利			
準	用者の同意を得ていること。			
	ロ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、			
	担当者その他の関係者の合意を得ていること。			
	a 利用者の心身の状況が安定していること。			
	b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができ			
	ること。			
	c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは			
	把握できない情報について、担当者から提供を受けること。			
	③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。			
	(17) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の	省令第38号第13条第		
	認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サー	15号		
	ビス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求め	平11老企22の第2の3の		
	ているか。	(8) の (6)		
	やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求め			
	ているか。			
	(18) (5)から(13)までの規定は、(14)に規定する居宅サービス計画の変更につ	省令第38号第13条第		
	いて準用しているか。	16号		
		平11老企22の第2の3の		
		(8) の①		
	(19) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的か	省令第38号第13条第		
	つ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営	17号		
	むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又	平11老企22の第2の3の		
	は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を	(8) の⑧		
	行っているか。			
	なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を			
	しているか。			

	(20) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所を希望する要介護	省令第38号第13条第		
第	者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、	18号		
Ξ	あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	平11老企22の第2の3の		
		(8) Ø (19)		
運	(21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上	省令第38号第13条第		
営	の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。)を位置付ける場合にあっ	18号の2		
1=	ては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要	平11老企22の第2の3の		
関	な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出てい	(8) Ø20		
す	るか。	平30厚労告218		
る	なお、居宅サービス計画の届出頻度について、一度区市町村が検証した			
基	居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でよいものとする。			
準	① 厚生労働大臣が定める回数			
	次のイからホまでに掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ当該イか			
	らホまでに定める回数			
	イ 要介護1 1月につき27回			
	ロ 要介護2 1月につき34回			
	ハ 要介護3 1月につき43回			
	ニ 要介護4 1月につき38回			
	ホ 要介護 5 1月につき 31回			
	② 厚生労働大臣が定める訪問介護			
	生活援助が中心である指定訪問介護			
	(22) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成	省令第38号第13条第		
	された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係るサー	18号の3		
	ビス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及	平11老企22の第2の3の		
	び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が	(8)の21		
	厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、区市町村からの			
	求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の			
	利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を			
	記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出ているか。			
	なお、居宅サービス計画の届出頻度について、一度区市町村が検証した			
	居宅サービス計画の次回の届出は、1年後でもよいものとする。			
	(23) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医	省令第38号第13条第		
	療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意	19号		
	を得て主治の医師等の意見を求めているか。	平11老企22の第2の3の		
	また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求	(8) の②		
	めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている	平12老振24・老健93の		
	場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	2		

	(24) (23)の前段の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作	省令第38号第13条第		
第	成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	19号の2		
Ξ		平11老企22の第2の3の		
		(8) の②		
運	(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーショ	省令第38号第13条第		
営	ン等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る	20号		
1=	主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。	平11老企22の第2の3の		
関	また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっ	(8) の②		
す	ては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留			
る	意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。			
基	(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所	省令第38号第13条第		
準	療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日	21号		
	常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要	平11老企22の第2の3の		
	と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用	(8) の ⁽²³⁾		
	する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしてい			
	るか。			
=	(27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合	省令第38号第13条第		
	にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な	22号		
	理由を記載しているか。	平11老企22の第2の3の		
	また、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用	(7) の 2 4		
	具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を			
	受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載している			
	$\dot{\mathcal{D}}$			
	(28) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける	省令第38号第13条第		
	場合にあっては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が	23号		
	必要な理由を記載しているか。	平11老企22の第2の3の		
		(7) の 2 4		
	(29) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に	法第80条第2項		
	規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅	省令第38号第13条第		
	サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合に	24 号		
	は、当該利用者にその趣旨(同条第1項の規定による居宅サービス若しくは	平11老企22の第2の3の		
	地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。)	(7) の②5		
	を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成して			
	いるか。			
	(30) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受け	省令第38号第13条第		
	た場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提	25 号		
	供する等の連携を図っているか。	平11老企22の第2の3の		
		(7)の26		

	(31) 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定	省令第38号第13条第		
第	介護予防支援事業者から指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、そ	26号		
Ξ	の業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援	平11老企22の第2の3の		
	の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	(7)の劉		
運	(32) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第1項に規定する会議(地域	省令第38号第13条第		
営	ケア会議)から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見	27号		
に	の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努め	平11老企22の第2の3の		
関	ているか。	(7)の⑧		
す	17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付			
る	指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望	省令第38号第15条		
基	する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利	平11老企22の第2の3の		
準	用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計	(10)		
	画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。			
	18 利用者に関する区市町村への通知			
	指定居宅介護支援事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞	省令第38号第16条		
	なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	平11老企22の第2の3の		
	① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わ	(11)		
	ないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。			
	② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようと			
	したとき。			
	19 従業者の健康管理等			
	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態につ	省令第38号第21条		
	いて、必要な管理を行っているか。			
	20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置			
	指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が	省令第38号第21条の2		
	発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。	平11老企22の第2の3の		
	① 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止	(17)		
	のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと			
	ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、			
	その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。			
	② 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止			
	のための指針を整備しているか。			
	③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染			
	症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施してい			
	るか。			

	21	掲示			
第		(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、	省令第38号第22条		
Ξ		運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス	平11老企22の第2の3の		
		の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	(18)		
運		ただし、指定居宅介護支援事業者は、当該重要事項を記載した書面を当該指			
営		定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧			
II.		させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。			
関		(2) 指定居宅介護支援事業者は、原則として、当該重要事項をウェブサイトに	省令第38号第22条		
す		掲載しているか。	平11老企22の第2の3の		
る			(18)		
基	22	秘密保持			
隼		(1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由	省令第38号第23条第1		
		がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていない	項		
		か。	平11老企22の第2の3の		
			(19)の①		
		(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者	省令第38号第23条第2		
		が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏	項		
		らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	平11老企22の第2の3の		
			(19)の②		
		(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個	省令第38号第23条第3		
		人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用い	項		
		る場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	平11老企22の第2の3の		
			(19)の③		
	23	広告			
		指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場	省令第38号第24条		
		合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。			
	24	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等			
		(1) 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更	省令第38号第25条第1		
		に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅	項		
		サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていな	平11老企22の第2の3の		
		んパップ・	(20)の①		
		また、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、			
		当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加			
		算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス			
		計画に位置付けるべき旨の指示をしていないか。			

	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又	省令第38号第25条第2		
第	は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービス	項		
Ξ	を利用すべき旨の指示等を行っていないか。	平11老企22の第2の3の		
	また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべ	(20) の②		
運	き課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていない			
営	か。			
1=	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は	省令第38号第25条第3		
関	変更に関し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用さ	項		
す	せることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上	平11老企22の第2の3の		
る	の利益を収受していないか。	(20)の③		
基	25 苦情処理			
準	(1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居	省令第38号第26条第1		
	宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその	項		
	家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。	平11老企22の第2の3の		
	なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理する	(21)の①		
	ために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処	平11老企22の第2の3の		
	理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載	(21) \mathcal{O} 4		
	するとともに、事業所に掲示しているか。			
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内	省令第38号第26条第2		
	容等を記録しているか。	項		
	また、指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で	平11老企22の第2の3の		
	の重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の	(21)の②		
	向上に向けた取組を自ら行っているか。			
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23	省令第38号第26条第3		
	条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求	項		
	め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	平11老企22の第2の3の		
	また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するととも	(21)の③		
	に、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ	省令第38号第26条第4		
	て必要な改善を行っているか。	項		
	区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を区市町村に報			
	告しているか。			
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居	省令第38号第26条第5		
	宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体	項		
	連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。			

	(5) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦	省令第38号第26条第6		
育	情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査	項		
≡	に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険			
	団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は			
E	助言に従って必要な改善を行っているか。			
営	また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の	省令第38号第26条第7		
=	内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	項		
月	26 事故発生時の対応			
;	(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供によ	省令第38号第27条第1		
3	り事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行	項・第2項		
Ł	うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を	平11老企22の第2の3の		
隼	講じているか。	(22)の①		
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供によ	省令第38号第27条第3		
	り賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。	項		
		平11老企22の第2の3の		
		(22)の②		
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発	平11老企22の第2の3の		
	生を防ぐための対策を講じているか。	(22)の③		
	27 虐待の防止			
	27 虐待の防止 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の	省令第38号第27条の2		
		省令第38号第27条の2 平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の			
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の 各号に掲げる措置を講じているか。	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。	平11老企22の第2の3の		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平11老企22の第2の3の(23)		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 全書の区分	平11老企22の第2の3の(23)		
-	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 28 会計の区分 (1) 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を	平11老企22の第2の3の (23) 省令第38号第28条		
	指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 28 会計の区分 (1) 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計と	平11老企22の第2の3の (23) 省令第38号第28条 平11老企22の第2の3の		

	29	記録の整備			
第		(1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録	省令第38号第29条第1		
Ξ		を整備しているか。	項		
		(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関	省令第38号第29条第2		
運		する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了により一連のサービス	項		
営		提供が終了した日から2年間保存しているか。	平11老企22の第2の3の		
12		① 省令第38号第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との	(25)		
関		連絡調整に関する記録			
す		② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳			
る		イ 居宅サービス計画			
基		ロ 省令第38号第13条第13号に規定するアセスメントの結果の記録			
準		ハ 省令第38号第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録			
		ニ 省令第38号第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録			
		③ 省令第38号第13条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時			
		間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録			
		④ 省令第38号第16条の規定による区市町村への通知に係る記録			
		⑤ 省令第38号第26条第2項の規定による苦情の内容等の記録			
		⑥ 省令第38号第27条第2項の規定による事故の状況及び処置について			
		の記録			
第	1	変更の届出等			
四		(1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その	法第82条第1項		
		他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サー	法施行規則第132条、		
変		ビスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日	法施行規則第133条第1		
更		以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。	項・第2項		
Ø	(② 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省	法第82条第2項		
届		令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨	法施行規則第133条第3		
出		を区市町村長に届け出ているか。	項		
等					

	1 基本的事項			
第	(1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 20 号の	平12厚告20の一		
五	別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。			
	(2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号	平12厚告20の二		
介	(厚生労働大臣が定める1単位の単価) に定める1単位の単価に(1)の別			
護	表に定める単位数を乗じて算定しているか。			
給	(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合	平12厚告20の三		
付	において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨			
費	てて計算しているか。			
の	(4) 居宅介護支援費(I)については、利用者に対して指定居宅介護支援を行	平12厚告20		
算	い、かつ、月の末日において区市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、	別表のイの注1		
定	給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる	省令第38号第14条第1		
及	区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。	項		
び	ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事	平11老企22の第2の3の		
取	業所は、次のイからハまでにかかわらず、居宅介護支援費(I)の(i)	(9) の①		
扱	を適用する。また、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合には、居宅介護	平24厚労告120		
い	支援費 (I) は算定しない。			
	イ 居宅介護支援(i) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数			
	に、当該指定居宅介護支援事業所が法第 115 条の 22 第 1 項の規定に基			
	づく指定を受けて、又は指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う			
	指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に3分の1を乗じた数を加え			
	た数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した			
	数(以下「取扱件数」という。)が 45 未満である場合又は、45 以上の			
	場合において、45 未満の部分			
	ロ 居宅介護支援 (ii) 取扱件数が 45 以上である場合において、45 以			
	上 60 未満の部分			
	ハ 居宅介護支援 (iii) 取扱件数が 40 以上である場合において、60 以			
	上の部分			

	(5) 居宅介護支援費 (Ⅱ) については、公益社団法人国民健康保険中央会が	平12厚告20		
第	運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業	別表のイの注2		
五	者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共	省令第38号第14条第1		
	有等のための情報処理システムの利用並びに事務職員の配置を行ってい	項		
介	る指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、	平11老企22の第2の3の		
護	かつ、月の末日において区市町村(審査及び支払いに関する事務を国民健	(9) の①		
給	康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体	平24厚労告120		
付	連合会)に対し、給付管理票を提出している場合について、次に掲げる区			
費	分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。			
の	ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事			
算	業所は、次のイからハまでにかかわらず、居宅介護支援費(Ⅱ)の(i)			
定	を適用する。			
及	イ 居宅介護支援費 (i) 取扱件数が50未満である場合又は50以上であ			
び	る場合において、50未満の部分			
取	ロ 居宅介護支援費 (ii) 取扱件数が50以上である場合において、50以			
扱	上60未満の部分			
い	ハ 居宅介護支援費 (iii) 取扱件数が45以上である場合において、60以上			
	の部分			
	なお、サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作			
	成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できな	平12老企36の第3の5		
	いため、居宅介護支援費は請求できない。			
	ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介			
	護保険施設(以下「病院等」という。)から退院又は退所する者等であって、			
	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診			
	断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケア			
	マネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の			
	整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支			
	援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記			
	録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理してお			
	くこと。			
	2 高齢者虐待防止措置未実施減算			
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していな	平12厚告20		
	い、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のため	別表のイの注3		
	の年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実	平27厚労告95の八十二		
	施するための担当者を置いていない事実が生じた場合に、所定単位数の100	の二		
	分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12老企36の第3の8		

	3 業務継続計画未策定減算			
第	業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていな	平12厚告20		
五	い場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算	別表のイの注4	Į.	
	しているか。	平27厚労告95の八十二	Į.	
介		の三		
護	4 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は同一の建物等に			
給	居住する利用者に対する取扱い		Į.	
付	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若	平12老企36の第3の9		
費	しくは事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住す	平12厚告20	Į.	
の	る利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上	別表のイの注5	Į.	
算	居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する場合は、所定単位数	平12老企36の第3の10	Į.	
定	の100分の95に相当する単位数を算定しているか。			
及	5 運営基準減算			
び	(1) 「厚生労働大臣が定める基準」(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)の第	平12厚告20		
取	八十二号に該当する場合には、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数	別表のイの注6	Į.	
扱	を算定しているか。	平27厚労告95の八十		
い	なお、減算の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。	=		
	① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利	平12老企36の第3の6		
	用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることがで			
	きることについて、説明を行っていない。		Į.	
	② 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって		Į.	
	イ 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。			
	ローサービス担当者会議の開催等を行っていない。		Į.	
	ハ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家に対して		Į.	
	説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を			
	利用者及び担当者に交付していない。		Į.	
	③ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。		Į.	
	イ 居宅サービス計画を新規に作成した場合		Į.	
	ロ 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合		ļ	
	ハ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受			
	けた場合		ļ	
	④ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(以		ļ	
	下「モニタリング」という。)に当たって		ļ	
	イ 当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、		ļ	
	利用者に面接していない。		ļ	
	a 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。		ļ	
	b 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居			
	宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話			
	装置等を活用して行う方法。			

	(i)テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書に			
第	より利用者の同意を得ていること。			
五	(ii)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治			
	の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。			
介	・利用者の心身の状況が安定していること。			
護	・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことがで			
給	きること。			
付	・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリング			
費	では把握できない情報について、担当者から提供を受けるこ			
の	と。			
算	ロ 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していな			
定	い状態が1月以上継続している。			
及	(2) (1)の運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数を算	平12厚告20		
び	定していないか。	別表のイの注6		
取	6 特別地域居宅介護支援加算			
扱	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援	平12厚告20		
い	専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算とし	別表イの注7		
	て、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告120		
	7 中山間地域等における小規模事業所の評価			
	厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基	平12厚告20		
	準(1月当たり実利用者数が20人以下)に適合する指定居宅介護支援事業所の	別表のイの注8		
	介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に	平21厚労告83の一		
	相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平27厚労告96の四十		
		六		
	8 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価			
	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地	平12厚告20		
	域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を	別表のイの注9		
	越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の5に相当する単	平21厚労告83の二		
	位数を所定単位数に加算しているか。			
	9 特定事業所集中減算			
	別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、1月につき 200 単位を	平12厚告20		
	所定単位数から減算しているか。	別表のイの注10		
	なお、減算の基準は、次のとおりとする。	平27厚労告95の八十		
	正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した	三		
	居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、福祉用具貸	平12老企36の第3の13		
	与又は地域密着型通所介護(以下「訪問介護サービス等」という。) の提供総			
	数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの			
	占める割合が 100 分の 80 を超えていること。			
	ただし、正当な理由があると区市町村長が認めた場合は、この限りでない。			

	10 サービス種類相互間の算定関係			
第	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活	平12厚告20		
五	介護費を算定する場合を除く。)又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅	別表のイの注11		
	介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知			
介	症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居			
護	者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を			
給	除く。) 若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)			
付	を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していない			
費	が。			
の				
算	11 初回加算			
定	指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それ	平12厚告20		
及	ぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。	別表のロの注		
び	ただし、運営基準減算に該当する場合は、加算しない。	平27厚労告94の五十		
取	① 新規に居宅サービス計画を作成する場合	六		
	② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合	平12老企36の第3の12		
扨			ı	1
扱い	③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成			

12 特定事業所加算 第 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届 平12厚告20 五 け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。 別表のハの注 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げ | 平27 厚労告95の八十 介 るその他の加算は算定しない。 護 (1) 特定事業所加算(I) 平12老企36の第3の14 次のいずれにも適合すること。 給 ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2 付 費 名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の ത 提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼 算 務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支 定 えないものとする。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以 及 び 上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供 取 に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務を し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をして 扱 い も差し支えないものとする。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝 達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応 する体制を確保していること。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、 要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。 ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的 に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合におい ても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供してい ること。 ⑧ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮 者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する 事例検討会、研修等に参加していること。 ⑨ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこ ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利 用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名 未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50名未満であること。

	① 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術		
第	に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。		
五	② 他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、		
	自ら率先して実施していること。		
介	③ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を		
護	支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成		
給	していること。		
付	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)		
費	次のいずれにも適合すること。		
の	① 特定事業所加算 (I) の②、③、④及び⑥から⑬までの基準に適合し		
算	ていること。		
定	② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配		
及	置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支		
び	障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、		
取	又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないも		
扱	のとする。		
い	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)		
	次のいずれにも適合すること。		
	① 特定事業所加算(I)の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合してい		
	ること。		
	② 特定事業所加算 (Ⅱ) の基準②に適合すること。		
	③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以		
	上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供		
	に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務を		
	し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えな		
	いものとする。		J

	(4) 特定事業所加算 (A)			
第	次のいずれにも適合すること。			
五	① 特定事業所加算 (I) の③、④及び⑥から⑬までの基準に適合するこ			
	と。ただし、特定事業所加算 (I) の④、⑥、⑪及び⑫の基準は他の同			
介	一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えな			
護	いものとする。			
給	② 特定事業所加算 (Ⅱ) の基準②に適合すること。			
付	③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以			
費	上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供			
の	に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務を			
算	し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えな			
定	いものとする。			
及	④ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法			
び	で1以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介			
取	護支援事業所(①で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、			
扱	当該連携先の居宅介護支援事業所に限る。)の職務と兼務をしても差し			
い	支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がな			
	い場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同			
	一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとす			
	る。			
	13 特定事業所医療介護連携加算			
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届	平12厚告20		
	け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。	別表の二の注		
	別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のいずれにも適合すること。	平 27 厚労告 95 の八十		
	① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算	四の二		
	(I)イ、(I)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院	平12老企36の第3の15		
	等との連携の回数の合計が35回以上であること。			
	② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマ			
	ネジメント加算を 15 回以上算定していること。			
	③ 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。			

14 入院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職 平12厚告20 第 五 員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要 別表のホの注 な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単 平27厚労告95の八十五 平 12 老企 36 の第 3 の 介 位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に 16 護 給 掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 入院時情報連携加算 I 付 費 利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して当該利用者に係 の る必要な情報提供していること。 算 なお、入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所に おける運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した 定 場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能 及 び である。 取 (2) 入院時情報連携加算Ⅱ 扱 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して当該 い 利用者に係る必要な情報提供していること。 なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後 に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程 に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、 当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

15 退院・退所加算

五

第

介 護 給 付 費 ത 算

定

及 び

取

扱

い

病院等に入院又は入所していた者が退院又は退所(地域密着型介護老人福 平12厚告20 祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算┃別表のへの注 を算定する場合を除く。) し、その居宅において居宅サービス又は地域密着 ▼27厚労告95の八十五 型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、の二 当該病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受 平12老企36第3の17 けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービ スの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に 掲げる区分に従い、入院又は入所期間中に1回を限度として所定単位数を加 算しているか。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げ るその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算 は算定しない。

- イ 退院・退所加算(I)イ
- ロ 退院・退所加算(I)ロ
- ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ
- 二 退院・退所加算(Ⅱ)ロ
- ホ 退院・退所加算(Ⅲ)

別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

居宅介護支援費に係る退院・退所加算の基準

- イ 退院・退所加算 (I) イ 病院等の職員からの情報収集を1回行ってい る場合。
- ロ 退院・退所加算(I)ロ 情報収集の方法をカンファレンスにより1 回行っている場合。
- ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っ ている場合。
- 二 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 病院等の職員からの情報収集を2回行ってい る場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合。
- ホ 退院・退所加算(Ⅲ) 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っ ている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合。

なお、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の 活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

また、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、 福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

		I		$\overline{}$
	16 通院時情報連携加算			
第	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるとき	平12厚告20		
五	に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身	別表のトの注		
	の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、	平12老企36の第3の18		
介	医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上			
護	で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限			
給	度として所定単位数を加算しているか。			
付	17 緊急時等居宅カンファレンス加算			
費	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と	平12厚告20		
の	共に利用者宅の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該	別表のチの注		
算	利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整	平12老企36の第3の19		
定	を行った場合、利用者に1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加			
及	算しているか。			
び	18 ターミナルケアマネジメント加算			
取	在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合し	平12厚告20		
扱	ているものとして区市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業者が、終末期	別表のリの注		
い	の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上	平 27 厚労告 95 の八十		
	で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家	五の三		
	族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況など	平 12 老企 36 の第 3 の		
	を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業	20		
	者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。			
	別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。			
	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24			
	時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援			
	を行うことができる体制を整備していること。			